

## 第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会総合開会式 開催業務 募集要項

### 1 業務の趣旨

---

第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会は、近畿各府県から集う高校生による芸術文化活動の総合的な祭典であり、平成30年11月10日（土）から11月25日（日）まで、あわせて全18部門を開催する。

この大会の最初となる総合開会式では、第1部式典ならびに第2部徳島デモンストレーションを実施し、徳島のすばらしい文化を、近畿各府県に向けて発信するとともに、次代を担う県内高校生の芸術文化活動の一層の振興を図るものである。アスティとくしまという徳島随一のホールを活用し、出演者・来場者の文化交流を目的として、第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会総合開会式を実施する。

### 2 業務概要

---

#### (1) 業務内容

第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会総合開会式の全体設営、メインイベント及び関連事業の企画・準備・運営・撤収等。また、それに付随する一連の業務。詳細については別紙概要説明書のとおり

総合開会式	開催日	平成30年11月10日（土）	開場	13時00分
第1部	式典			14時00分～14時50分
第2部	徳島デモンストレーション			15時10分～16時40分
会場	アスティとくしま（徳島県立産業観光センター）			

#### (2) 事業主体

第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会実行委員会

#### (3) 履行期間

契約締結日から平成30年12月20日まで

#### (4) 委託料上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

見積の概算には会場全体の設営に係る費用、メインステージの音響・照明・舞台設営に係る会場設営費及び経費・人件費を含める。ただし会場使用料・出演者旅費や出演料・食料費、輸送に係るバス等の費用は含まない。

### 3 参加資格

---

当該プロポーザルに参加し、企画提案書を提出する者（以下「提案者」という）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第4の規定に該当しないものであること。
- (2) 徳島県内に事業の拠点（本店の他支店・出張所を含む）を有するものであって、今まで本件と同種の業務を実施した実績（受託を含む）を有するなど、業務手法に精通していること。

- (3) 徳島県一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿に記載されているものであって、営業種目として「イベント」が登録されているものであること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。

#### 4 スケジュール

事業説明会	平成30年5月16日（水）午前11時より 会場 徳島県庁4階 403会議室 ※参加申込みについては、電子メール又はファクシミリ、郵送にて別添「事業説明会参加申込書」により、平成30年5月15日（火）午後3時までに申し込むこと。なお、出席者については各提案者2名までとする。
質問の受付	平成30年5月21日（月）午後5時まで
企画提案書の提出	平成30年6月 1日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	平成30年6月 5日（火）午後1時30分より 会場 徳島県庁4階 403会議室

#### 5 質問の受付及び回答について

##### (1) 質問の提出

本業務及び募集要項について質問がある場合は、事業説明会終了後、平成30年5月21日（月）午後5時までに質問事項を記載のうえ、事務局まで書面持参、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。なお、口頭（電話等）での質問は受け付けない。

##### (2) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容などは受け付けない。

##### (3) 回答方法

ファクシミリ、電子メールいずれかの方法により、平成30年5月25日（金）を目途に参加申込者全員に通知する。

#### 6 企画提案書の作成について

企画提案書はA4サイズとし、任意様式とする。1業者が提案できる件数は1件とし、提出部数は各7部とする。

提出締切りを6月1日（金）午後5時必着とし、持参または書留で郵送すること。

##### (1) 企画書

提案項目は次の①～③とする。

- ①メインイベントイメージ、会場内等の全体レイアウト
- ②メインイベントの実施体制
- ③メインイベント以外の関連事業の実施体制

(2) 見積書

見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

(3) 事業者（提案者）の概要及び実施体制・実績

- ①事業者（会社・団体）の概要（既存のパンフレットでも可能）
- ②業務実施体制（事業実施に係る具体的な組織体制）

(4) 提出先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会教育文化課内

第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会実行委員会事務局

電話 088-621-3054 / 3055

ファクシミリ 088-621-3056

電子メール fukumoto\_megumi\_1@pref.tokushima.jp

↑アンダーバー↑数字の1

## 7 企画提案書を特定するための評価基準等

---

- (1) 応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書について、別に設置する業者選定委員会が行う。業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。
- (2) 評価基準及び評価（選定）方法について  
評価基準は2（1）に記載する業務内容を適切に把握しているかどうか、目的を達成するための企画力、実現可能性について採点し、その合計点を基準に業者選定委員会で最も適切な企画提案書を選定する。
- (3) 評価結果  
評価結果は、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。（6月下旬予定）
- (4) 評価対象からの除外  
次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。
  - ・3に記載する参加資格を満たさない者
  - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ・その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- (5) 提案者が1者であった場合  
提案者が1者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価したうえで採否を決定する。

## 8 契約に関する事項

---

- (1) 最も適切な企画提案書を提出した者は、第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会実行委員長（以下「大会委員長」という）から、その旨の通知した後、速やかに契約を締結する。  
なお、企画提案書はあくまでも提案者の実施能力等を判断するために行うもので

あり，委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし，最も適切な企画提案書を提出したものであっても，契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産等の取扱い

①成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は，受託者が納品前に処理を行うこととし，その経費は委託費に含むものとする。

②成果物及びその構成素材に関する著作権は，全て第38回近畿高等学校総合文化祭徳島大会実行委員会に帰属するものとする。

9 その他の留意事項について

---

- (1) 企画提案書提出の作成・提出に要する一切の経費は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 最も適切であると選定された企画提案書については，事前に提出者の同意を得たうえで公開する必要がある。
- (4) 提出された企画提案書は，企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 企画提案書の提出後は原則として記載内容の変更を認めない。